

各 位

平成 27 年 4 月 20 日

会社名 株式会社オプトロム
代表者名 代表取締役社長 三浦 一博
(コード番号：7824 名証セントレックス)
問合せ先 専務取締役 大村 安孝
(電話番号 03-5572-7131)

改善状況報告書の提出に関するお知らせ

弊社は、平成 26 年 8 月 14 日に提出いたしました改善報告書及び平成 26 年 12 月 26 日に開示いたしました「改善報告書における改善措置の追加的实施について」について、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 49 条第 1 項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した改善状況報告書を本日、別添のとおり株式会社名古屋証券取引所に提出いたしましたので、ご報告いたします。

なお、本改善状況報告書は、平成 26 年 8 月 14 日に提出いたしました改善報告書の提出から 6 ヶ月経過後の改善報告書等記載の改善措置に係る実施状況等についての報告書であります。弊社は、本報告書提出の準備を進めていた最中である平成 27 年 3 月 9 日に、株式会社名古屋証券取引所から当該 6 ヶ月の間及びそれ以前の事由について、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に対する重大な違反であるおそれがあり、「株券上場廃止基準の取扱い 5 (1) o (上場会社が株券上場廃止基準第 2 条の 2 第 1 項第 5 号で準用する同基準第 2 条第 1 項第 12 号 (「上場契約違反等」) に該当するおそれがあると当取引所が認める場合) 該当のため」という理由から、監理銘柄 (審査中) に指定されることとなりました。現在、株式会社名古屋証券取引所による当該審査は継続中ではありますが、この度、平成 26 年 8 月 14 日及び同年 12 月 26 日に開示いたしました改善措置等に係る実施状況等については、監理銘柄 (審査中) への指定前に発生した提出義務に基づき、ご報告させていただくものであります。

別添書類：改善状況報告書

以上

改善状況報告書

平成27年4月20日

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 畔柳 昇殿

株式会社オプトロム
代表取締役社長 三浦 一博



平成26年8月14日提出の改善報告書及び平成26年12月26日付で開示いたしました「改善報告書における改善措置の追加的实施について」について、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第49条第1項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した改善状況報告書をここに提出いたします。

目次

1. 改善報告書の提出経緯

- (1) 平成26年3月期決算短信の訂正・訂正開示の遅延及び有価証券報告書の提出遅延の経緯
- (2) 平成25年第三者割当に係る資金使途の変更に係る開示遅延の経緯
- (3) 平成25年第三者割当に係る本社工場プロジェクトに係る重要な事項の開示遅延の経緯
- (4) 平成26年4月14日付公表の新規事業及び業務提携に係る開示の訂正の経緯
- (5) 平成26年12月26日付「改善報告書における改善措置の追加的实施について」に記載の紹介店斡旋契約締結の開示遅延の経緯
- (6) 平成26年12月26日付「改善報告書における改善措置の追加的实施について」に記載の主要株主の異動に関する開示遅延の経緯
- (7) 平成26年12月26日付「改善報告書における改善措置の追加的实施について」に記載の主要株主の異動に係る開示訂正の経緯

2. 原因及び問題点

- (1) 総括
- (2) 平成26年3月期決算短信の訂正・訂正開示の遅延及び有価証券報告書の提出遅延の原因及び問題点
- (3) 平成25年第三者割当に係る資金使途の変更に係る開示遅延の原因及び問題点
- (4) 平成25年第三者割当に係る本社工場プロジェクトに係る重要な事項の開示遅延の原因及び問題点
- (5) 平成26年4月14日付公表の新規事業及び業務提携に係る開示の訂正の原因及び問題点
- (6) 平成26年12月26日付「改善報告書における改善措置の追加的实施について」に記載の紹介店斡旋契約締結の開示遅延の原因及び問題点
- (7) 平成26年12月26日付「改善報告書における改善措置の追加的实施について」に記載の主要株主の異動に関する開示遅延の原因及び問題点
- (8) 平成26年12月26日付「改善報告書における改善措置の追加的实施について」に記載の主要株主の異動に係る開示訂正の原因及び問題点

3. 再発防止に向けた改善措置並びにその実施状況・運用状況等

- (1) 社内体制の整備状況
- (2) 適時開示フローの再構築の実施・運用状況
- (3) 適時開示に関する監査役監査の実施・運用状況
- (4) 適時開示に関する内部監査室による監査の実施・運用状況
- (5) 経営陣及び開示担当者の知識向上の実施・運用状況
- (6) 平成27年3月期決算短信の開示早期化についての実施・運用状況
- (7) 「改善報告書における改善措置の追加的实施について」記載の改善措置の実施・運用状況
- (8) 改善スケジュールの実施・運用状況

4. 弊社の改善措置に係る認識

5. 改善措置の実施状況及び運用状況等に対する上場会社の評価

1. 改善報告書の提出経緯

(1) 平成26年3月期決算短信の訂正・訂正開示の遅延及び有価証券報告書の提出遅延の経緯

①事実の概要

弊社は、平成26年3月期の決算短信の訂正・訂正開示の遅延及び有価証券報告書の提出遅延に至りました。決算の遅延につきましては、弊社は平成21年3月期から平成25年3月期第3四半期までの決算訂正を行ったことにより、平成25年3月期の決算開示を遅延してしまい、株式会社名古屋証券取引所より経緯書の徴求を受け、提出しておりました。それにもかかわらず、2期連続の開示遅延となってしまいました。以下、今回の遅延に関する事実概要を記載いたします。

弊社は、平成26年3月期決算短信を平成26年5月20日に開示いたしました。この点について、当初は、その前日である平成26年5月19日に開示を行う予定で弊社は決算作業を進めておりました。

具体的には、弊社は、平成26年3月期の期末日時点で経理機能を有していた仙台北社の管理部が人員不足から、機能不全に陥っていたと判断していたため、仙台北社と比較して人員募集や外部専門家からの支援が得やすい東京支店に経理機能を含む本社機能を移動し、そこで決算・開示業務を行うこととしました。

しかしながら、この東京支店への機能移管について、当初想定したよりも手間取ってしまい、人員の採用・異動及び経理関係の帳票類と開示書類との照合に時間を取られたことによって、予定していました平成26年5月19日に決算短信の開示が間に合わず、翌20日に開示するに至りました。なお、決算短信の作成及び開示の準備については、本来、監査法人のチェックは不要なものでありますが、弊社は慎重を期するために逐一監査法人に照会し、内容についてご確認いただいております。

平成26年5月20日の決算短信開示後の、平成26年5月下旬ごろに未払金の追加検証をしていたところ、未払金の二重計上が発見され確認作業を行ったところ、支払期日を遅延していた一部再発行された請求書が二重に計上されており、決算整理の中で速やかに訂正を行いました。

また、平成26年3月の期末日に取得した小切手について、経理処理を誤り、売掛金を過大に計上し、同額の預金を過小に計上してしまいました。加えて、セグメント情報については、新規事業用の資産につき弊社の判断では本社工場の資産としてデジタルコンテンツ事業の一部資産として記載をしましたが、監査法人からの指摘により、その他資産へと区分を変更いたしました。

これらの誤りによる数値の差異は損益計算書上では、営業損失額で2,315千円過大になり、経常損失額・当期純損失額で7,662千円過大となりました。

また、貸借対照表上では、資産額の合計では差異はなく、負債額合計で7,661千円過大となり、純資産額合計で7,661千円債務超過額が減少いたしました。

セグメント情報については、上記の貸借対照表と損益計算書に係る誤りの他は、その内訳を変更する事となりました。

この訂正について、弊社は決算短信に記載した数値と平成26年5月20日以降に作成していた招集通知に記載した計算書類に差異があることは認識しておりましたが、その差異に金額的な重要性が無いのであるならば、訂正の必要はないという認識から、この修正は軽微なものであると検討・判断した結果、訂正開示の必要がないものと結論を得ました。

なぜならば、平成26年3月期決算短信においては、監査法人から指摘によって大幅な減損会計を求められたこともあり、約5.5億円という過去最大の当期純損失を計上しておりました。一方、二重計上された金額は、7,661千円であり、前掲の当期純損失の規模から考えますと、修正率は約1%であるため、その影響は軽微なものと判断し、決算短信の修正までは必要ないという認識でありました。

実際には、適時開示ガイドブックが例示しているように、「開示した指標値の概ね0.1%を超え

るような変更・訂正」があった場合は、有価証券報告書の提出より前に、決算短信の訂正が必要であるところ、弊社は開示できませんでした。

この訂正の要否については、名古屋証券取引所より平成26年6月25日に、決算短信と株主総会招集通知の計算書類の数値の差違について照会があり、決算短信の訂正が必要であるとの指摘を受けました。そのことにより、弊社は開示の修正の要否について誤っていたことを認識するに至りました。

そこでただちに修正作業に入り、平成26年7月1日に修正開示いたしました。

しかし、弊社は平成26年3月期に係る定時株主総会を平成26年6月30日に予定しており、名古屋証券取引所からの訂正に係る指摘を受けた際は、仙台本社・東京支店の経理・開示責任者と担当者等は、有価証券報告書作成作業及び定時株主総会の準備に追われており、有価証券報告書の提出が終了する平成26年7月1日午前中までに修正に係る開示書類の開示ができませんでした。

②遅延の経緯

弊社は、弊社の基幹事業であるデジタルコンテンツ事業、すなわちCD及びDVDのプレス事業において、業界全体の市場の縮小の影響から、これまで6期連続赤字を計上しております。そのような環境の中で、弊社は環境に適応すべく、断続的にリストラを断行し、人員や設備を縮減すること等によってコストカットを図って参りました。また、新規事業として環境事業と位置づけました次世代蛍光管CCFLの製造に着手しました。この環境事業は、一時は好調であったものの、LEDの高性能化・低価格化によって競争力を失い、赤字幅を広げることとなりました。そのように、弊社は継続的に危機的な状況が続いており、有為な人材が流出してしまうこと、及びリストラによって主に間接部門の人材不足が激しく、管理機能が低下を続けておりました。平成25年10月ごろに全部で4名いた仙台本社の管理部のうち、平成25年10月に1名、同年11月に1名、同年12月に1名の人員が退職してしまったため、平成26年1月ごろの管理部は、管理部長が、ほぼ一人で経理・IRを行っているような状態まで悪化してしまいました。また、資金繰りについても悪化しており、抜本的な改革を講じざるを得ない状況となっております。

そこで、弊社は弊社の経営体質を改善すべく、平成25年11月1日に経営企画室を新設いたしました。経営企画室は、担当取締役と連携し、事業部の再生として新規事業開発と既存事業の構造改革を進めるとともに、必要な管理部門の再生についても着手いたしました。

具体的には、管理部を強化するために、外部専門家として弁護士、公認会計士、米国公認会計士、及び弊社の会計監査人以外の監査法人に対して、さまざまなジャンルにおける助言と協力を要請いたしました。また、社内の管理部門を再構築するために、東京支店にて平成26年4月1日より経理と開示の担当者を2名、平成26年5月1日より財務とIRの担当者を1名採用いたしました。そして、それまで全てを一人で行わざるを得なくなっていた仙台本社から、徐々に東京支店へと機能の移管を進め、日常業務を行うことと並行して、平成26年3月期の決算業務を行うこととしました。

そして、弊社は、平成26年5月20日に、平成26年度3月期の決算短信を発表いたしました。その後、弊社は、招集通知作成及び有価証券報告書の作成作業に入りました。

平成26年5月下旬ごろ、未払金の計上漏れの有無について追加手続を行った際に、アスカ監査法人より未払金が重複しているとの指摘を受けました。

また、同時期に売掛金の照合作業を行っていたところ、期末日において取得した小切手を通常は現金として処理するところ、未入金として処理をしてしまったため、現預金と売掛金に差異があることが判明いたしました。

そこで、指摘について弊社の管理部において調査しましたところ、専門家費用2,315千円、資

金調達関連費用 5,346 千円の未払金が二重で計上されていたこと及び売掛金につき回収処理が漏れている事が判明しました。

原因としては、以下のとおりです。

弊社は、決算短信等に記載のとおり、未払金の支払いの留保を相手方をお願いしていたところ、遅延分として再請求された請求書の一部につき、誤って二重に未払金として計上をしてしまいました。

また、小切手の処理については、仙台本社にて経理処理を行いました。担当者が不慣れであった点と管理者のチェック漏れから、通常現金として処理すべきところを、小切手の取立をして換金された時点で預金に入金された事として処理をするという初歩的なミスをしてしまいました。

弊社は、直ちにこの未払金等の修正仕訳を行い、決算作業に反映させました。この訂正について、弊社は決算短信の記載誤りについて、誤差程度の修正は許されたものであって訂正の必要はないという認識から、この修正は軽微なものであり、決算短信の訂正の開示は必要がないものと判断いたしました。なぜならば、量的な判断として、当該二重計上された未払金は、金額において7,661千円であり、弊社の税引き前当期純損失が約5.5億円に上ることから、金額の影響は割合的に軽微であると判断したためであります。また、小切手処理の誤りについては、総資産額の差異はありませんでした。二重計上による誤りについては、純資産額で7,661千円の差異額となり、純資産額△355,202千円に比すと僅少な額と判断しておりました。本来であれば、適時開示ガイドブックに例示されているように、「開示した指標の概ね0.1%を超えるような変更・訂正」が判明した時点で、訂正開示が必要と判断し、訂正開示を速やかに行わなければならないところ、決算短信の数値が誤っており、訂正開示が必要であると判断できませんでした。

しかしながら、弊社が定時株主総会の招集通知を名古屋証券取引所に提出したところ、平成26年6月25日に、名古屋証券取引所より決算短信と招集通知の計算書類に記載した数値とに差異があることの指摘を受けました。

また、その際に、決算短信の訂正が必要であるとの指摘を受けました。そのことにより、弊社は開示の修正の要否について誤っていたことを認識するに至りました。そこでただちに修正作業に入り、平成26年7月1日に修正を開示いたしました。

当該修正について開示をしたのは平成26年7月1日ではありますが、指摘を受けた日より、訂正開示まで時間がかかった理由としましては、弊社管理部門での重要業務が非常に立て込んでおり、訂正開示文書の作成に着手できなかった点にあります。当時の状況としては以下の5点となります。

1. 弊社の管理部門は平成26年6月30日の株主総会の準備を行っていた点
2. 弊社の管理部門は有価証券報告書の作成・提出作業を行っていた点
3. 新株予約権の権利行使があり、その適時開示文書作成を行っていた点
4. 平成26年3月期末時点の債務超過を原因に猶予期間入りをする旨の適時開示文書作成を行っていた点
5. 弊社の買掛金等の支払い日であったため、支払処理が多数あった点

これらの重要業務が重なったため、仙台本社及び東京支店の管理部及び開示担当者等は決算短信の訂正開示の文書を完成させる事ができませんでした。

そこで、これら重要業務が終了した翌日である平成26年7月1日に決算短信の訂正開示を作成・開示するに至りました。

また、平成26年3月期の有価証券報告書についても、本来の提出期限である平成26年6月30日を超えて平成26年7月1日に提出し、法定の期限を超過してしまいました。

本件については、有価証券報告書の作成自体は平成 26 年 6 月 24 日までには、提出日（当初提出予定日である平成 26 年 6 月 30 日）までに数値の異動のある、継続企業の前提に関する事項（新株予約権の行使状況）やそれに関連する記載内容以外は作成が完了しておりました。

ただし、平成 26 年 6 月 30 日（提出予定日）当日における管理者によるチェックミスや、システム上のトラブルにより法定期限内に提出することができませんでした。

(2) 平成 25 年第三者割当に係る資金使途の変更に係る開示遅延の経緯

①事実の概要

弊社は、平成 25 年 1 月 31 日の「第三者割当により発行される新株式の募集及び第 3 回新株予約権の募集並びに主要株主である筆頭株主及びその他関係会社の異動のお知らせ」にて適時開示しましたように、平成 25 年第三者割当の当時においては、金融機関から条件変更の金融支援を 2 年にわたり継続して受けており、早期に正常な取引に回復すること、また既存事業の早期の黒字化をするための適切な在庫保有に対応すること、そして、債務超過の懸念解消のために資本を増加する必要がありました。そこで、弊社は、平成 25 年第三者割当により合計金 218 百万円の資金調達を行うことといたしました。

そして、「第三者割当により発行される新株式の募集及び第 3 回新株予約権の募集並びに筆頭株主及びその他関係会社の異動に関するお知らせ」にて開示しておりました、新株式による資金使途は以下のとおりでした。

1. 仕入在庫（環境事業）資金 76 百万円
2. 岩手県一関市の太陽光発電事業の準備資金 10 百万円

また、新株予約権による資金使途は以下のとおりでした。

1. 本社工場の太陽光発電事業の準備活動資金 100 百万円
2. 岩手県一関市の太陽光発電事業の準備活動資金 32 百万円

そして、さらに平成 25 年 8 月 14 日付「プロメントサービス株式会社との資本業務提携及び太陽光発電事業の進捗並びに第三者割当増資に係る資金使途の変更等に関するお知らせ」にて開示しましたように、平成 25 年第三者割当のうち増資により調達した 86 百万円の資金使途を、以下のとおり、より太陽光発電事業に注力すべく変更いたしました。

1. 仕入在庫資金（環境事業）35 百万円
2. 岩手県一関市の太陽光発電事業の準備活動 資金 10 百万円
3. 本社工場の太陽光発電事業の準備活動資金 26 百万円
4. 太陽光関連の資本提携による出資金 15 百万円

当時、資金繰りとしては以下のような推移でありました（月末時点現預金残高によります）。

平成 25 年 1 月末	52 百万円（切捨）
平成 25 年 2 月末	107 百万円（切捨）
平成 25 年 3 月末	121 百万円（切捨）
平成 25 年 4 月末	128 百万円（切捨）
平成 25 年 5 月末	49 百万円（切捨）
平成 25 年 6 月末	124 百万円（切捨）
平成 25 年 7 月末	78 百万円（切捨）
平成 25 年 8 月末	41 百万円（切捨）
平成 25 年 9 月末	23 百万円（切捨）
平成 25 年 10 月末	36 百万円（切捨）
平成 25 年 11 月末	21 百万円（切捨）

一方、平成25年11月までの、第3回新株予約権の行使状況は以下のとおりでした。

平成25年3月22日	12百万円 (100万株)
平成25年8月28日	12百万円 (100万株)
<u>平成25年10月25日</u>	<u>12百万円 (100万株)</u>
合計	36百万円

そして、弊社は、平成25年第三者割当による手取金のうち、上記資金使途の変更により本社工場の太陽光発電事業の準備活動資金とした26百万円と、行使頂いた第3回新株予約権の手取金300万株分36百万円の、合計62百万円についても、特段別口座にて保管・管理する必要を感じることなく、弊社の事業運転資金用の口座に移動して、その他の運転資金と区別することなく資金繰りをしておりました。一方で、弊社は、当時、大口の受注があり、その事業開始による環境事業に関する経費が増加しておりました。弊社としましては大口取引先との事業が非常に重要であると考え、部材調達が必要に迫られたため、大きく経費を支出してしまいました。

その結果として、平成25年5月末の時点で本社工場プロジェクトのための調達額である50百万円(平成25年5月時点)を割り込んでしまいました。その後、平成25年6月にはいったん残高は124百万円となり、調達額を上回ることとなりましたが、また平成25年8月には再度割り込むこととなりました。

②遅延の経緯

平成25年8月ごろ当時、弊社の環境事業の売上高が、前年実績により作成した事業計画と比して、月間販売金額ベースで約10百万円という大幅な落ち込みとなっており、それにともない月次のキャッシュ・フローについても毎月10百万円ほど悪化しておりました。

しかしながら、冷房を必要とする夏場が省エネ商品の繁忙期となりますため、落ち込んだ売上はその時期に取り戻すことができるものと弊社は考えておりました。そして、夏場の環境事業の売上高は予定どおり好調となりましたが、下期以降には再度売上高が落ち込み、計画値を維持できないこととなりました。

そのような状況の中、太陽光発電事業の必要資金として調達した資金について、特段別口座にて保管・管理する必要を感じることなく、弊社の事業運転資金用の口座に移動して、その他の運転資金と区別することなく資金繰りをしておりました。そして、弊社は、当時、大口取引先との事業開始による環境事業に関する経費が増加しておりました。弊社としましては大口取引先との事業は非常に重要であると考え、部材調達の必要に迫られたため、大きく経費を支出してしまいました。

その後予定していた大口取引先への納入は開始できましたが、各種省エネ商品との競争が激しく納品価額を引き下げざるを得ないこととなり、当初想定していた利益率を達成することができませんでした。加えて、弊社は、過去5年分の決算修正を行う必要が生じ、そのための費用を捻出せざるを得ないこととなりました。理由としては、前弊社会計監査人であるあずさ監査法人より弊社の過年度の問題点について指摘を受け、現任の会計監査人であるアスカ監査法人を交えて3社で協議をしまして、弊社は保守的に対応すべく過年度の修正を行うことを取締役会にて決定いたしました。その結果、平成25年3月期から平成21年3月期まで遡って決算修正を行うこととなり、そのための専門家等への委託費用として約20百万円の想定していない費用支出が発生いたしました。

その結果として、弊社の現預金残高が平成25年第三者割当による本社工場プロジェクトの調達資金を割り込んでしまいました。その後も、残高は増減し、行使による調達資金の額を上回る時

期はあるものの、下回ってしまう時期もございました。

このように、調達資金額を現預金額が下回ってしまうことについて、当時は売掛金の入金額は毎月あたり約1億円あり、また大口取引先との取引が非常に有望で大きな売上と利益を上げることができるものと考えておりましたため、一瞬割り込んでしまったとしても、すぐにその分が回復されるであろうと考えておりました。

もちろん、本来、第三者割当増資による調達資金は目的外に使用すべきではないという認識はありましたが、当時の弊社においては目的外に使用してしまったという意識ではなく、あくまで一時的に食い込んでしまっただけなのですぐ回復するものであり、そして回復すれば「目的外使用」ではなく、問題ないと安易に考えておりました。

しかしながら、平成25年11月7日付に開示予定であった第3回新株予約権の譲渡に係る開示ドラフトについて、弊社が名古屋証券取引所への事前確認を行った際に、名古屋証券取引所より弊社が平成25年第三者割当による調達資金を、運転資金に充当しようとしているのではないかとの指摘がありました。そこで弊社はあらためて行使による調達資金の推移について確認し、調達資金の額を下回る現預金残高であること、及びそのような状況が断続的に生じていることを名古屋証券取引所に報告いたしました。その結果、弊社は名古屋証券取引所より、譲渡に係る開示と併せて資金使途の変更を開示するよう指示されました。

以上により、平成25年11月7日付「新株予約権の譲渡及び第三者割当増資に係る資金使途の一部変更に関するお知らせ」にて、「経営状態の改善及び財務面における資金調達が必要な状態であるため、今回の調達資金のうち、有限会社パルテック及び株式会社エムティホールディングスによる行使資金36百万円については、必要に応じて環境事業の仕入資金に充当いたします」旨の開示をいたしました。

(3) 平成25年第三者割当に係る本社工場プロジェクトに係る重要な事項の開示遅延の経緯

①事実の概要

太陽光発電事業については、本社工場の敷地内及び岩手県一関市にてそれぞれ行うことを予定し（以下本社工場の敷地内でのプロジェクトを「本社工場プロジェクト」、岩手県一関市のプロジェクトを「一関プロジェクト」といいます。）、平成25年第三者割当によって、一部準備資金の調達を行い、準備に着手いたしました。

具体的には、弊社の本社工場プロジェクトは、株式会社ネットスタジアム（以下「ネット社」といいます。）及び株式会社東日本グリーンエナジー（以下「東日本グリーンエナジー社」といいます。）主導でスタートしました。東日本グリーンエナジー社が事業主として東北電力・経済産業省に対して申請し、1kWhあたり42円で売電許可を取得しておりました。計画としては、弊社において必要資金の調達の目処がたち次第、東日本グリーンエナジー社の株式をネット社の代表取締役社長である松本氏より譲渡して頂き、弊社の下で事業をスタートさせるというものでした。

必要資金額については、太陽光発電事業には1メガワットあたり350百万円の設備投資が必要など、本社工場プロジェクトのみでも、本社敷地内において1メガワットの発電量の設備を構築する予定でありましたので、必要資金額は350百万円となります。

弊社は太陽光発電事業の必要資金の一部を、準備資金として、まず平成25年第三者割当により調達しました。そして残りの必要資金については、平成25年第三者割当直後である、平成25年2月ごろ時点の予定では、ネット社の自己資金か、弊社が台湾のアーチエナジー社から融資を受けることで設備投資資金を賄うという計画でした。しかし、同年6月中旬ごろ、アーチエナジー社との交渉がまとまらず、融資を受けられないこととなりました。

また並行して、平成25年1月31日付にて開示しましたとおり、弊社は太陽光発電事業全体について、プロジェクトファイナンスにて約6億円を、現地である岩手県下の地方銀行数行に対し

て貸付を受けたい旨の打診をしましたところ、前向きな返事を受けました。しかしながら、実際にプロジェクトファイナンスの実行を進めるべく、東北電力より平成25年3月19日付「東北経済産業省による設備認定通知」と、本申請前の東北電力より「系統アクセス検討に対する回答書」を取得いたしましたところ、当該東北電力の回答書の内容が「受電送電線工事に36か月程度、給電情報関係工事に7か月程度かかるため、事業開始には3年以上の年数が必要である」というものでありましたため、それを提出した各銀行により融資の実行が否決されてしまうこととなりました。

さらに、ネット社の紹介により政府系の金融機関からの借入れによる設備投資資金の調達を検討しました。しかしながら、こちらについても同年9月18日に太陽光発電事業への融資を正式に断る旨の回答を受けたことにより頓挫しました。そのほかにもネット社は、銀行や証券会社等へ投融資を打診して頂いていたそうではありますが、実現に至りませんでした。そのように、弊社が太陽光発電事業の資金を借入することについてネット社からも尽力を頂きましたが、融資を実現することができませんでした。次の策として太陽光発電事業を共同事業として行う相手を模索し、交渉をしておりましたが実現に至りませんでした。

一方で、本社工場プロジェクトについて、平成25年8月14日付「プロメントサービス株式会社との資本業務提携及び太陽光発電事業の進捗並びに第三者割当増資に係る資金使途の変更等に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、プロメントサービス株式会社との間で本社工場プロジェクトにおける太陽光発電事業施設建設等のための資本業務提携を締結し、普通株式200株の新株の第三者割当を受け、金15百万円を支出し、資金調達ができ次第本社工場プロジェクトを進められるように準備は継続して進めておりました。

その後、前掲のとおり平成25年11月ごろより経営企画室を新設し、事業部の再生として新規事業開発と既存事業の構造改革を進めるとともに、必要な管理部門の再生についても着手いたしました。そして第4回新株予約権の引受先より、各種新事業の提案をいただき、弊社は新設された経営企画室を中心として検討を開始いたしました。

その中で、太陽光発電事業の継続についても検討をいたしました。その結果として、平成26年1月時点では、本社工場プロジェクトについては進捗が困難であるという認識であったものの、太陽光発電事業のうち一関プロジェクトについては、まだ計画の実現可能性があるものという判断により、事業の中止はしない予定でありました。また、中止をしないのであれば、特段開示をする必要はないと誤解をしておりました。

ただし、その検討の間において、ネット社とは投資戦略上の違いから資本業務提携関係を解消しており、その結果として平成25年12月20日付にて、ネット社のホームページにて、「当社が保有する株式の一部売却について(2)」というニュースリリースが掲載され、その中において、「これまで協業してきたオプトロム本社敷地での太陽光発電計画はその実行を断念せざるを得ませんが」という記載がなされました。

その後弊社においてさらに検討を進め、デジタルコンテンツ事業の再編及び新規事業として高栄養飼料の製造業及び除染事業を開始することを盛り込み、平成26年2月27日に取締役会において経営改善計画及び具体的な事業再編計画を正式に策定いたしました。その計画の中で、それまで準備を継続してきておりました太陽光発電事業のうち本社工場プロジェクトについては、自社における推進を断念することを正式に決定いたしました。

そして、その取締役会での決定を受け、同日付けにて開示いたしました「第三者割当により発行される第4回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」の文中において、太陽光発電事業の状況と見通し、及び本社工場プロジェクトの中止を開示いたしました。

②遅延の経緯

前掲のとおり平成 25 年 11 月ごろより経営企画室を新設し、事業部の再生として新規事業開発と既存事業の構造改革を進めるとともに、必要な管理部門の再生についても着手いたしました。その中で、太陽光発電事業の継続についても検討をいたしました結果、平成 26 年 1 月ごろ時点では、太陽光発電事業についてはまだ計画の実現可能性があるものという判断により、弊社としては太陽光発電事業の中止はしない予定でありました。

確かに本社工場プロジェクトについては、資金の問題により継続が困難となっておりましたが、弊社は本社工場プロジェクトと一関プロジェクトを一体として「太陽光発電事業」として認識しており、一関プロジェクトについては、業務提携先である企業が継続して進めておりますので、太陽光発電事業全体としては中止、断念していないという認識でありましたので、開示が必要であるという認識はございませんでした。

しかしながら、前掲したように、平成 25 年 11 月ごろには、資金調達的手段として考えられるものについては様々な方法を試行しましたが、結果を出すことができない状況でありました。また、累積する営業赤字の影響により、資金繰りも逼迫している状況の中で、抜本的な方針転換の必要性に迫られておりました。

そのように金融機関からの調達ができず、資金繰りが悪化し、事実上本社工場プロジェクトを進捗させることが困難であるという認識に至った時点で、本来は事業の進捗状況及び今後の見通しを、重要な情報として速やかに開示すべきものでありましたが、弊社はその認識に至らず、開示しておりませんでした。

その結果、第 4 回新株予約権についての事前相談の中において、名古屋証券取引所から、太陽光事業の進捗状況及び見通しについて、会社として開示する必要があるのではないかという指摘がありました。

そこで、弊社において検討し、平成 26 年 2 月 27 日の取締役会において経営改善計画及び具体的な事業再編計画を正式に策定する中で、それまで準備を継続してきておりました太陽光発電事業のうち、本社工場プロジェクトについては、断念することを正式に決定いたしました。そして、その取締役会での決定を受け、同日付けにて開示いたしました「第三者割当により発行される第 4 回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」の文中において、太陽光発電事業の進捗と見通し及び本社工場プロジェクトの中止を開示いたしました。

繰り返しになりますが、本来は、金融機関からの調達ができず、資金繰りが悪化し、事実上本社工場プロジェクトを進捗させることが困難であるという認識に至った時点で、事業の進捗状況及び今後の見通しを、重要な情報として速やかに開示すべきものでありましたが、開示しておりませんでした。

(4) 平成 26 年 4 月 14 日付公表の新規事業及び業務提携に係る開示の訂正の経緯

①事実の概要

弊社は、平成 26 年 4 月 14 日付にて公表しました「新規事業の開始並びに株式会社みらくるグリーン及び合同産業株式会社との業務提携のお知らせ」において、以下の誤記載をいたしました。

a. 販売開始時期

(誤)「平成 27 年 9 月中旬から販売が開始」

(正)「平成 26 年 9 月中旬から販売が開始」

b. 業務提携の内容として、ロイヤリティの料率

(誤)「販売額の 1%をロイヤリティ（商標使用権料）として支払い」

(正)「販売額の 5%をロイヤリティ（商標使用権料）として支払い」

- c. 行動計画中の、サンプル出荷開始、及び販売開始時期
- (誤) 5. 平成27年7月末 商品サンプル出荷開始
 - 6. 平成27年9月中旬 販売開始。
 - (正) 5. 平成26年7月末 商品サンプル出荷開始
 - 6. 平成26年9月中旬 販売開始。

d. 今後の見通し

(誤) 平成27年9月より見込んでおりますので、弊社の当期業績への影響はない見込みです。

(正) 平成26年9月より見込んでおりますが、弊社の当期業績への影響は現在精査中であり、判明次第開示して参ります。

そこで、開示日の翌日である平成26年4月15日に、『(訂正)「新規事業の開始並びに株式会社みらくるグリーン及び合同産業株式会社との業務提携のお知らせ」の一部訂正について』として、訂正の開示を行いました。

②訂正の経緯

当該開示の誤記が発生した経緯については、まずa、c、及びdの誤記は原因が共通であり、弊社の開示担当者である経営戦略本部長が、当該開示文書を作成するにあたり、その下敷きとした文章が、平成26年2月27日付にて開示した「新規事業の開始及び有限会社パルテックとの業務提携のお知らせ」であったためです。とくにcの行動計画を同開示中の行動計画(以下)を下敷きとしたため、

行動計画(予定)	
1.	平成26年3月 基本合意締結
2.	平成26年3月 必要施設着工、運搬車両その他必要備品類購入
3.	平成26年10月 工事完成
4.	平成26年10月中旬 事業開始
5.	平成27年1月 第二施設工事開始
6.	平成27年4月 第二施設稼働開始

そのまま担当者は、各項目の内容及び月のみ訂正し、年度を訂正することを気づかず、以下のとおり平成27年と誤記を残してしまいました。

行動計画(予定)	
1.	平成26年4月15日 契約締結
2.	平成26年5月中旬 設備工場内設置開始
3.	平成26年6月初旬 設備周辺機器設置開始
4.	平成26年6月中旬 機器稼働運用テスト開始
5.	平成27年7月末 商品サンプル出荷開始
6.	平成27年9月中旬 販売開始

その後、この行動計画をもとに、全体の整合性をチェックしてしまったため、a、dの販売開始時期が平成27年となりました。また、平成27年としてしまった結果として、dの業績予想について、平成27年3月期の業績予想に影響が出ることに気づかず、「影響はない見込みです」と記載してしまいました。

次に、bのロイヤリティの誤記については、もともと、当該契約の相手方である合同産業株式会社との間では、5%で交渉をすすめておりました。しかしドラフトされた契約書上のロイヤリティの記載が誤記により1%でありました。そのことによって、担当者が当該開示文書を作成した時点において、ドラフトされた契約書をもとに作成していたため、そのドラフト契約書の誤記

をそのまま開示文書に記載してしまいました。

当該誤記が判明した経緯としては、開示の翌日である平成26年4月15日の正午ごろに合同産業株式会社の担当者より弊社の担当取締役に対して電話にて、事業開始時期及びロイヤリティに誤記があるのではないか、との指摘がございました。そこで、担当取締役より、開示担当者に対して、開示の内容を確認させましたところ、合同産業株式会社より指摘されたとおり誤記がございました。そこで、開示担当者においてただちに開示の訂正開示を起案し、名古屋証券取引所に対し、ご連絡、相談申し上げることとなりました。

(5) 平成26年12月26日付「改善報告書における改善措置の追加的实施について」に記載の紹介店
斡旋契約締結の開示遅延の経緯

①事実の概要

平成26年10月9日付「テレコムサービス株式会社との紹介店斡旋契約締結のお知らせ」において、弊社は、弊社の100%子会社である株式会社オプトガイアが、テレコムサービス株式会社が販売する携帯電話を購入する顧客を紹介する団体及び企業等を斡旋する紹介店斡旋契約を、同社との間で締結したことをお知らせしましたが、当該契約は平成26年9月1日付の契約であり、速やかに開示すべきところ、遅延してしまいました。

②遅延の経緯

平成26年8月以前から、弊社グループにて考案していた新規事業のためテレコムサービス株式会社その他との間で、協議を続けておりました。その過程として、まず、テレコムサービス株式会社との間で紹介店斡旋契約（以下「テレコム契約書」といいます。）を締結する運びとなりました。そこで、弊社子会社である株式会社オプトガイアは、同年8月中旬頃、テレコムサービス株式会社が作成した平成26年9月1日付テレコム契約書に押印をして、テレコムサービス株式会社に対し送付いたしました。

そして、同年9月16日にテレコムサービス株式会社よりテレコム契約書が押印の上返送されて参りましたため、弊社のホームページに掲載しました。適時開示ではなく、ホームページへの掲載とした理由としましては以下のとおりです。本件について、同年9月3日に弊社が「新規事業の開始のお知らせ」としての開示ドラフトを名古屋証券取引所に送付し、名古屋証券取引所から開示できるようにドラフトをチェックしたものを受領いたしました。その際、「『新規事業』ではなく「営業外の収益となるのではないか」と質問があり、ドラフト中の「新規事業」の記載にかかわる文言について指摘を受けました。そのご指摘を、弊社は新規事業でなければ開示は必要ないのではないかと誤信してしまい、そのまま弊社のホームページのみにプレスリリースとして掲載してしまいました。その後、名古屋証券取引所から照会があり、同年9月30日付で「新規事業ではないためHPのみに掲載しました」という内容の経緯書を名古屋証券取引所に提出しましたところ、名古屋証券取引所から同年10月3日に「新規事業であるかないかに関わらず、業績に軽微基準以上の影響を与える事象を決定した場合は開示が必要であり、それだけの影響を与えることが明らかでない場合も開示が必要であり、弊社ホームページのみに公表してしまっている現状は、適時開示が遅延している状態にあると判断している」旨のご指摘を受けました。このご指摘により、弊社が開示すべき情報を適切に開示しておらず、開示遅延の状態であることの認識に至りまして、弊社は同年10月9日付けにて開示をするに至りました。

(6) 平成26年12月26日付「改善報告書における改善措置の追加的实施について」に記載の主要株主
の異動に関する開示遅延の経緯

①事実の概要

平成26年11月13日付「主要株主の異動に関するお知らせ」において、弊社の主要株主の異動が生じていたことをお知らせしましたが、当該異動に係る株式会社アンリミテッドの株式売却は平成26年10月20日、新株予約権の行使は同年10月21日に発生しており、主要株主であった株式会社アンリミテッドが平成26年10月24日に大量保有報告書（変更報告書）を提出しておりますので、その時点で速やかに開示すべきところ、遅延してしまいました。

②遅延の経緯

平成26年10月20日に株式会社アンリミテッドが株式を売却し、その保有株数が6,348千株となり、その結果保有割合が10.11%となりました（当時の弊社の発行済株式数が62,806千株）。

同年10月21日、合同会社社会コンシェルジュの第4回新株予約権行使により、弊社の発行済株式数が64,806千株となったため、株式会社アンリミテッド保有率が9.80%となったことにより、主要株主の異動が発生しました。そして、同年10月24日株式会社アンリミテッドより大量保有報告書（変更報告書）が提出されました。

同年10月30日頃、名古屋証券取引所より、主要株主の異動について開示が必要であることについて電話にて注意喚起がありました。しかし、注意喚起の電話を受けた専務取締役の大村安孝が社内において情報共有しないまま、他業務に忙殺されてしまい、注意喚起について失念してしまいました。

同年11月13日「第4回新株予約権の行使に関するお知らせ」開示についてのドラフト相談時に、再度名古屋証券取引所より主要株主の異動について開示するよう要請され、弊社経営戦略本部及び執行役員にて協議し、速やかに開示が必要であると判断し、株式会社アンリミテッドの大量保有報告書を確認し、その他の大量保有報告書が提出されていないことを確認の上、「主要株主の異動に関するお知らせ」として開示しました。

(7) 平成26年12月26日付「改善報告書における改善措置の追加的实施について」に記載の主要株主の異動に係る開示訂正の経緯

①事実の概要

弊社は、平成26年7月11日に株式会社ホライズンインベストメントが第4回新株予約権を行使したこと、及び当時株式会社ホライズンインベストメントから保有株式の売却に関する報告が無かったことから、計算上株式会社ホライズンインベストメントの保有株数が10%を超えたものと判断し、平成26年7月11日付「第4回新株予約権の行使に関するお知らせ及び主要株主の異動に関するお知らせ」にて主要株主である筆頭株主となったことを開示いたしました。また、株式会社アンリミテッドが提出した大量保有報告書より、株式会社ホライズンインベストメント等から弊社株式を譲受けた旨を弊社は認識し、株式会社ホライズンインベストメントに譲渡事実の確認ができたことから、弊社は、平成26年9月2日付「主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」にて、株式会社アンリミテッドが主要株主である筆頭株主となったこと、及び株式会社ホライズンインベストメントが主要株主でなくなったことをお伝えいたしました。

しかしながら、後述する調査によって、株式会社ホライズンインベストメントが弊社に報告なく保有株式を売却していたことが判明し、実際には株式会社ホライズンインベストメントが主要株主であった期間がなかったことが判明致しました。

以上により、平成26年12月26日付「(訂正)平成26年7月11日付『第4回新株予約権の行使に関するお知らせ及び主要株主の異動に関するお知らせ』及び平成26年9月2日付『主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ』の一部訂正について」にて、主要株主の異動に係る2つの開示を訂正するに至りました。

②遅延及び訂正の経緯

平成26年10月14日、弊社は、株式会社ホライズンインベストメントが有限会社ワイズプランニングに株式を売却していたことについてヒアリングを行った結果を名古屋証券取引所に対して報告致しましたところ、翌日である同年10月15日に名古屋証券取引所担当者より、「平成26年9月2日付『主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ』を訂正開示すべきではないか」との指摘を頂戴しました。しかし、弊社はすぐに訂正開示を致しませんでした。

同年10月22日に名古屋証券取引所担当者より、弊社の株主名簿を確認するようアドバイスを頂戴し、翌日弊社において平成26年9月末時点の株主名簿を確認したところ、株式会社ホライズンインベストメントの名前がなくなっており、保有株式が0株となっていることを認識しました。そのことから、弊社は、「平成26年9月2日付『主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ』の訂正が必要になる可能性がある」ことをあらためて認識し、平成26年11月13日付『主要株主の異動に関するお知らせ』にて、当該訂正が必要になる可能性がある旨と、「同社は大量保有報告書を提出しておらず事実確認ができないため、現在同社に調査を行っており、結果が判明次第、すみやかに開示」するとお知らせいたしまして、その後も調査を継続しておりました。

そして、同年12月4日に株式会社ホライズンインベストメントより、株式会社ホライズンインベストメントが新株予約権の実行により取得した株式の移動に関する詳細情報を入手することができまして、取得した株式のほとんどを売却してしまっていることを確認いたしました。その結果、実際には株式会社ホライズンインベストメントは、平成26年6月2日から7月18日までの間に第4回新株予約権を全て行使する一方、平成26年6月12日から平成26年9月10日までの間に当該行使株式全てにつき市場外譲渡と市場内売却がなされており、平成26年7月18日の行使時点で議決権は10%を超過したものの、同日に有限会社ワイズプランニングに譲渡したことにより、10%未満となっております。そのため、株式会社ホライズンインベストメントが主要株主であった期間がなかったことが判明いたしました。これにより、平成26年9月2日付『主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ』の訂正のみならず、平成26年7月11日付『第4回新株予約権の行使に関するお知らせ及び主要株主の異動に関するお知らせ』についても訂正が必要であるという認識に至りました。

そこで、同年12月5日に、名古屋証券取引所にその旨を報告し、平成26年12月26日付「(訂正)平成26年7月11日付『第4回新株予約権の行使に関するお知らせ及び主要株主の異動に関するお知らせ』及び平成26年9月2日付『主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ』の一部訂正について」にて、主要株主の異動に係る2つの開示を訂正するに至りました。

2. 原因及び問題点

(1) 総括

平成26年8月14日に改善報告書を提出するに至る原因となりました、不適切あるいは誤った情報開示の原因は総じて以下の5点であります。

① 社内体制の不備

管理本部の人員不足による作業の遅延及び相互チェック不足となっていること。
開示担当部署が明確化されておらず管理部の一業務となっていること。

② 適時開示フローの不明確

適時開示について、フローは定めているものの、チェックシートを作っておらずフローどおりの運営がなされているかどうかの確認がされていないこと。

③ 経営者・担当者の必要な知識の不足

役職員において、適時開示及び会計についての知識が不十分であるため、適切な開示となっていないこと。

④ 取締役会の判断ミス

取締役の知識不足等の理由から、合理的な経営判断をせず、よって適切な開示ができなくなってしまうこと。

⑤ 当事者以外によるチェック体制の不備

内部監査室、監査役会等による事前・事後のチェックを受ける体制が不十分であること。

以下、個別に詳論いたします。

(2) 平成 26 年 3 月期決算短信の訂正・訂正開示の遅延及び有価証券報告書の提出遅延の原因及び問題点

①平成 26 年 3 月期決算短信の訂正・訂正開示の遅延及び有価証券報告書の提出遅延の原因

平成 26 年 3 月期決算短信の訂正・訂正開示の遅延及び有価証券報告書の提出遅延の原因は、社内体制の不備、具体的には、特に管理部の人員不足による、実務能力の低下にあります。

前掲のとおり、弊社は継続的に危機的な状況が続いており、有為な人材が流出、及びリストラによって主に間接部門の人員不足が激しく、管理機能が低下を続けておりました。そして、平成 25 年 10 月ごろに全部で 4 名いた仙台北社の管理部のうち、平成 25 年 10 月に 1 名、同年 11 月に 1 名、同年 12 月に 1 名の人員が退職してしまったため、平成 26 年 1 月ごろの管理部は、管理部長が、ほぼ一人で経理・IR を行っているような状態まで悪化してしまいました。

この点につきまして、前掲いたしましたように、新設した経営企画室を主導として、様々な専門家に相談しながら、東京支店に管理部門を移設・再構築することとし、人員の整備を行っておりました。その結果として、平成 26 年 4 月に管理部の経理担当として 2 名、5 月に財務及び IR 担当者 1 名を確保することができました。

しかしながら、上場会社の管理部門としては、人員的にはいまだ十分とは言えず、募集を継続しております。また、仙台の工場部分の原価計算については、退職した担当者の個人的なノウハウによるところが非常に大きく、決算業務を行いながら並行して公認会計士などの専門家を仙台工場に招き、現状の処理の解明と改善を行いました。こちらについても非常に時間と労力を費やすこととなりました。

また、適時開示及びその他開示業務に関して、新規に採用した人員も含めて更なる能力向上とチェック体制の強化が必要でありました。決算短信を訂正した際の修正開示の必要性につき、新規採用した人員も含めて認識が無く、適時開示ガイドブック記載の例示された事項に該当するにも関わらず、修正開示を有価証券報告書の提出よりも前に行う事ができませんでした。

さらに、システム的な不具合も理由の一つとはなりますが、上述人員においては、開示実務に不慣れな点や開示に掛かるシステムの習熟度が低い事もあり、有価証券報告書の提出遅延の原因の一つとなりました。

②名古屋証券取引所より平成 25 年 6 月 21 日付にて徴求を受けた経緯書（以下「前経緯書」といいます。）の内容及び再発防止策とその取り組みについて

前経緯書を提出するに至った経緯は、以下のとおりです。

弊社の前任会計監査人であるあずさ監査法人より、弊社の平成 24 年 3 月期において 2 つの問題点が発見され指摘を受けました。1 つは、減損損失の測定にあたり使用価値を算定する際に用いる割引率が、税引前の数値であるべきところ、税引後の数値を用いていたことであります。もう 1 つは、関連当事者の注記の開示漏れです。そして、割引率の適用については、過年度において

も同様の問題点がないかを確認したところ、平成21年3月期第3四半期においても同様の問題点が検出されました。

その結果、平成25年4月23日に、弊社はあずさ監査法人から以下のように、平成21年3月期第3四半期以降に提出された有価証券報告書及び四半期報告書において訂正を要すると考えられる事項として報告を受けました。

(あずさ監査法人からの報告事項)

1. 平成21年3月期第3四半期及び平成24年3月期における減損損失の算定誤り
減損会計の測定計算に使用する数値に誤りがあり、当該期に計上した減損損失の金額を再計算する必要があること等が判明いたしました。
2. 平成24年3月期における関連当事者の注記の開示漏れ
弊社の連結子会社であったオプトロム香港を、弊社の関連当事者である株式会社フィナンテックに売却し同社の子会社になったことで、オプトロム香港との取引等について、関連当事者との取引として記載が必要となったものが行われていないことが判明いたしました。

弊社は、この問題について、あずさ監査法人の指摘に基づき、減損損失の測定全般を見直し減損損失の再計算を実施し、関連当事者の注記についても訂正いたしました。

このような重大な訂正があり、かつ弊社の管理部の知識及び体制が不十分であったため、本来適時に開示されるべき決算短信が期日どおりに開示できず、さらに株主総会招集通知にも決算数値の転記ができず株主総会継続会の開催を行わざるを得ないこととなりました。このような事態は、弊社が上場企業として株主の信任に応えることができず、また適切な開示により投資家に対して投資判断情報を速やかに提供することができず、投資家保護に欠けることとなりました。

よって、弊社は、名古屋証券取引所より、平成25年6月21日付にて経緯書の徴求を受けることとなりました。前経緯書には改善策として、以下のとおり記載いたしました。

「弊社の会計実務において、社内の実力が十分でないことから特殊な会計に対応すべく専門的計算をコンサルタントと相談しながら進めており、監査法人も状況を十分承知の上、弊社の監査を実施され、弊社はその指導に基づき、監査法人の幾度も実施される内部審査に合格するように決算作業を進めてまいりました。その結果において、監査法人から訂正の指摘を受けた次第となりました。今後、弊社は同様な訂正を防止するために、外部機関の講習会などにより高度な会計知識の習得に向けた教育を行い、対応したいと思っております。」

上記の改善策の実施状況については、平成25年8月3日及び9月7日に、外部機関として公認会計士に外部講師をしていただき、管理部長及び担当者2名が講習を受けました。これは経緯書には3回行う予定でしたが、実際には2回にとどまったものであります。

③平成25年3月期決算短信の訂正に続き2期連続で決算短信が適切に開示できなかった原因や弊社が考える内部体制上の問題等

2期連続の決算短信が適切に開示できなかった原因、問題についてはそれぞれ別の要因に起因するものと弊社は認識しております。

第一に、平成25年3月期の遅延については、弊社の担当者の知識不足・能力不足が原因であります。

たしかに、弊社は過去5年分にさかのぼり再監査を受けることとなり、その対応に時間を要したため多大な負担が増加したという事情はありましたが、しかしながら、そもそも、監査法人の再監査によって指摘を受け訂正した部分について、弊社に十分な会計知識があればあらかじめ発見し訂正することで、5年間さかのぼって修正しなくともよかつたはずのものであります。よっ

て、弊社内部の会計知識の不足が原因でありました。また、訂正が生じた際に、社内に十分に対応できる人材、能力があれば遅延せずに開示できたと言えますので、弊社の管理部門における能力不足も遅延の原因であると言えます。

第二に、平成 26 年 3 月期については、そのような高度な会計知識の不足というのではなく、経理体制の不備であります。前掲しましたように、過去 6 期続く慢性的な赤字体質による人材の流出とリストラ、そして補てんができず仙台本社にて実質的に決算業務を行うことが難しくなったため、人材採用の機会が豊富な東京支店に管理部門を移管することにしました。しかし、経理作業について個人に依存していたものが多く、日常業務と決算業務の分離が当初の想定より時間がかかり、監査法人への報告も重複する始末でした。また経理業務を行う端末が仙台本社に設置しており、仙台本社にて原価計算、実地棚卸作業等があったため早急に東京支店に移管できなかった事から、決算業務が難航してしまいました。その結果として、確認作業は繰り返し行ったものの十分なものではありませんでした。

このような事態となった内部体制上の原因は、東京支店で行っております弊社の管理部の内部体制の再構築が途上であり、不十分であったためと考えております。

(3) 平成 25 年第三者割当に係る資金使途の変更に係る開示遅延の原因及び問題点

資金使途の変更に係る開示遅延の原因及び問題点は、弊社取締役会の知識不足及び担当者の知識不足による判断ミスであります。また、誤った判断に対するチェック機能が不十分であったこともございます。

当該資金使途の情報は、弊社が希薄化率 93.8%規模の第三者割当の資金の主要な使途として投資家に説明していた太陽光発電事業に係る本社工場プロジェクトについてのものであり、投資判断情報として重要なものであります。

よって、速やかに、運転資金への充当を決議・開示すべきものでありましたが、資金使途の変更に係る開示を遅延してしまった原因は、弊社において一時利用は目的外使用ではないので問題ないと考えてしまったためであります。

すなわち、平成 25 年第三者割当に係る調達資金額を現預金額が下回ってしまうことについて、弊社は認識しておりましたが、当時売掛金の入金額は毎月あたり約 1 億円ありました。また、大口取引先との取引が非常に有望であり、大きな売上と利益を上げることができるものと考えておりましたため、一瞬割り込んでしまったとしても、すぐにその分が売上により補填されるであろうと考えておりました。よって、当時の弊社においては目的外に使用してしまったという意識ではなく、すぐ売上金により補填されるものであってあくまで一時的に食い込んでしまっただけなので「目的外使用」ではなく、問題ないと安易に考えておりました。しかしながら、本来、第三者割当増資による調達資金は目的外に使用すべきではなく、目的外に使用する場合は、速やかに資金使途変更の決定及び開示が必要なものであります。

(4) 平成 25 年第三者割当に係る本社工場プロジェクトに係る重要な事項の開示遅延の原因及び問題点

本社工場プロジェクトに係る重要な事項の開示遅延の原因は、弊社において、平成 26 年 2 月ごろまで、太陽光発電事業は継続するので、事業の状況や見通しについて開示は不要という判断をしていたという取締役会における判断ミスであります。また、その判断について、監査役会等のチェックが十分に働いていなかったということもございます。太陽光発電事業に係る本社工場プロジェクトは、希薄化率 93.8%規模の第三者割当の資金の主要な使途としていたものでありますので、投資判断情報として重要なものであります。よって、本来は、金融機関からの調達ができず、資金繰りが悪化し、事実上本社工場プロジェクトを進めることが困難であるという認識に至

った時点で、事業の進捗及び見通しについて、重要な情報として速やかに開示すべきものでありました。

(5) 平成26年4月14日付公表の新規事業及び業務提携に係る開示の訂正の原因及び問題点

当該開示の訂正に至った原因は、開示担当者がひながたを修正し忘れていた箇所を、内部の管理体制に不備があり、担当部署内でのチェックが不十分であり、誤謬が発見できなかったことにあります。

内部統制上、開示につきましても当然、本来作成者とチェック者を分けなければならないものであります。なぜなら、誤記や内容の間違い等を防止することができないためであります。この点について、当時、形式的には開示担当者が作成し、管理部担当取締役がチェックするという体制でありましたが、実質的には管理部が取締役のみの実質1名体制になってしまっており、経理業務に忙殺されてしまっておりました。よって、取締役による内容のチェックは受けていたものの、それが十分なものであるとは言えず、担当者のミスそのまま開示するに至ってしまいました。

(6) 平成26年12月26日付「改善報告書における改善措置の追加的实施について」に記載の紹介店幹旋契約締結の開示遅延の原因及び問題点

本件開示が遅延した原因は、弊社において開示の要否について、名古屋証券取引所に事前に十分な相談をせず、勝手に判断をしてしまい、結果として誤っていた点にあると認識しております。

その結果として、弊社のホームページにてプレスリリースとして公表してしまい、自主的に弊社のホームページをご覧になった方だけが情報を取得することとなってしまいました。

このような情報開示は不適切であり、事前に十分な相談を名古屋証券取引所とする体制が必要であること、また開示担当部署において、開示に必要な知識が不足していることに問題があることを認識いたしました。

(7) 平成26年12月26日付「改善報告書における改善措置の追加的实施について」に記載の主要株主の異動に関する開示遅延の原因及び問題点

本件開示が遅延した原因は、以下の二つと認識しております。

第一に、弊社において大量保有報告書を自主的に確認するための作業フローを構築しておらず、したがって、適時開示するための情報収集過程そのものに問題があったものと認識しております。

本来、主要株主の異動については、適時開示事項であるとともに、臨時報告書の提出を要する事項であるため、開示担当部署において適時・適切に情報収集すべきであります。しかしながら、これまで弊社においては、大量保有報告書の監視について明確な情報収集のルールを定めておらず、提出義務者からの報告と担当者の自主的な情報収集にまかせてしまっておりました。その結果、たびたび名古屋証券取引所より注意喚起を頂戴し、それから開示を作成するという事態に陥っておりました。以上より、弊社において、大量保有報告書に関する情報収集についてのルールを明確に定める必要があるものと認識いたしました。

第二に、名古屋証券取引所より注意喚起を頂いた経営戦略本部担当取締役が、定められている情報共有をしなかったことが、情報管理体制及び適時開示体制の問題であると認識しております。

適時開示に関する情報は、いかなることであっても重要であり、情報の取扱については細心の注意を払い、速やかに適時開示担当部署である経営戦略本部の担当者及び上長、ならびに副情報取扱責任者である弊社副社長に対して情報共有しなければならないものであります。

具体的には、弊社の適時開示業務フローとしては、発生事実について、「弊社の経営状況に影響を与える事態が生じた場合、担当者より、開示担当部署である経営戦略本部において適時開示規則を

照会し、必要に応じて外部専門家にアドバイスを求め、その結果をもとに開示の要否について副社長取締役と協議いたします。開示する場合は、経営戦略本部担当取締役及び副社長取締役の承認を得た上で、経営戦略本部の開示担当者が開示いたします。」と定めております。また、そのフローが正しく行われるための監視のため、情報開示チェックシートを記載することとなっております。

しかしながら、今回、注意喚起を頂いた経営戦略本部担当取締役が、その前提となる情報共有を担当者に行わず、また情報開示チェックシートを記載せず、そのまま失念してしまうという事態となっていました。

このような初歩的な人為的ミスは、チェックシートによるチェックでは想定しておりませんでした。よって、発生事実を弊社が認知するにいたる端緒においても、今回のような人為的なミスが発生しない、あるいはミスが発生したとしても確認し対処できるような体制を構築する必要があると認識いたしました。

(8) 平成26年12月26日付「改善報告書における改善措置の追加的实施について」に記載の主要株主の異動に係る開示訂正の原因及び問題点

主要株主の異動については、開示担当部署において適時・適切に情報収集すべきであるにもかかわらず、これまで弊社においては、明確な情報収集のルールを定めておらず、提出義務者からの報告と担当者の自主的な情報収集にまかせてしまっておりました。その結果、たびたび名古屋証券取引所より注意喚起を頂戴し、それから開示を作成するという事態に陥っておりました。

その点について、前掲のとおり、弊社において、大量保有報告書に関する情報収集についてのルールを明確に定めることといたしました。

加えて、弊社は株主名簿についても、弊社到着時点において速やかに確認するというルールを定めておらず、株主の保有株数について正確な情報を取得することを怠っておりました。具体的には、株式会社ホライズンインベストメントに関して、平成26年6月末日及び9月末日現在の株主名簿を適切に確認していれば、同社の保有株式数が弊社の認識と異なっていることが判明したはずであり、その時点で適切なヒアリングをすることによって誤った開示をすることを防げたものと認識しております。

3. 再発防止に向けた改善措置並びにその実施状況・運用状況等

平成26年8月14日に提出いたしました改善報告書における改善措置と、平成26年12月26日付「改善報告書における改善措置の追加的实施について」に記載した追加的改善措置の、本改善状況報告書提出時における実施・運用状況は以下のとおりです。

(1) 社内体制の整備状況

(改善措置詳細説明)

① 人員の充実

弊社は、慢性的な人員不足によって、間接部門が弱体化し、経理担当部署及び開示担当部署が十分な機能を発揮しておりませんでした。よって、開示体制を整えるべく人材を確保する事とし、本社所在地での優秀な人材の確保は非常に困難であるためより人材の選択が豊富な東京支店に開示、財務機能を移管することにし採用をすることにしており、現在人員を拡充しております。具体的には、平成26年4月に上場企業経理経験者を2名正規採用し、同年5月に財務会計・事業計画の策定の経験者を1名採用し、また同年6月に開示担当執行役員を取締役に昇格させ、開示担当部署として経営戦略本部を新設しました。また、平成26年3月期に有価証券報告書の開示が遅れた原因でもある管理部門の強化のために、上場企業で取締役管理部長の経験者を新取締役として選任いたしました。しかしながら依然として人員が不足しておりますので、さらに経理担当者として同年8月に1名採用し、さらにもう1名経理担当者の採用を進め、

適切な体制づくりに必要な人員を採用していきます。

②適時開示担当部署及び責任の明確化

また、開示担当部署が明確ではなく、弊社において開示情報の収集・情報集約・判断が一元化していませんでした。このため、適時開示に関する認識・知識の向上も不足しておりました。よって、経営戦略本部を設け、広報及びIR業務を担当することといたします。そして、担当取締役である経営戦略本部長を情報取扱責任者とし、副社長取締役を副情報取扱責任者とし、経営戦略本部担当者1名を補佐とします。この経営戦略本部は、取締役会及び執行役員会に参加し、開示が必要となる情報の収集に努めるとともに、社内からの情報の集約先と位置づけ、関連部署からの連絡を受ける窓口といたします。そして、集約した情報を正確・迅速に社内へ伝達することによってガバナンスを強化いたします。

(実施・運用状況)

① 人員の充実

改善報告書提出日より、弊社において積極的に人材確保に努めておりました。現在の弊社の状況では、人材の確保が難しく、さらに、平成26年8月末日付で、経理部の担当者が1名退職いたしましたため、前述の改善措置記載のスケジュール通りに拡充することはできず、派遣を1名受け入れ賄うこととなりました。

その後、スケジュールより遅延しましたが、平成27年1月に経営戦略本部に上場企業にてIR経験者を1名、同年2月より管理本部の経理部に上場企業経理の実務経験がある人員を1名採用することができました。なお、その後、IR経験者職員は退職いたしました。直ちに再度経験者を募集し、既に採用内定済みであります。

しかし、未だ人員については、計画どおりの確保ができていないため、引き続き採用活動を継続し、体制整備を行ってまいります。

② 適時開示担当部署及び責任の明確化

改善報告書に記載しました通り、平成26年7月1日より、経営戦略本部を設け、広報、IR業務を担当することといたしました。これは、それ以前に設置されておりました経営企画室の業務が、主に経営企画および事業再編計画策定であり、IRについては管理本部と分担していたため、責任の所在が必ずしも明確ではなかったことから、経営戦略本部に改組し、担当取締役である経営戦略本部長を情報取扱責任者として、取締役副社長を副情報取扱責任者とし、経営戦略本部担当者を1名配置いたしました。

この施策により、経営戦略本部は、取締役会及び執行役員会に参加し、開示が必要になる情報の収集に努め、社内の情報収集を行い、関連部署からの連絡窓口になり、集約した情報を正確・迅速に社内へ伝達することにより、ガバナンス強化に努めております。

以上により、経営戦略本部に情報、責任の一元化を行うことにより、後述する(2)適時開示フロー通りの体制を構築いたしました。

(2) 適時開示フローの再構築の実施・運用状況

(改善措置詳細説明)

弊社は、投資家保護の見地から、より適切な情報開示を行うため、適時開示のフローを再構築し、徹底をはかります。具体的には、適時開示業務フローを、「発生事実」「決定事実」「決算情報」に分けて、再構築いたします。

①発生事実

弊社の経営状況に影響を与える事態が生じた場合、担当者より、開示担当部署である経営戦略本部において適時開示規則を照会し、必要に応じて外部専門家にアドバイスを求め、その結果をもとに開示の要否について副社長取締役と協議いたします。開示する場合は、経営戦略本部担当取締役及び副社長取締役の承認を得た上で、経営戦略本部の開示担当者

が開示いたします。

②決定事実

弊社の経営戦略に影響を与える事案について取締役会に付議される場合、開示担当部署である経営戦略本部において適時開示規則を照会し、必要に応じて外部専門家にアドバイスを求め、その結果をもとに開示の要否について副社長取締役と協議いたします。取締役会の決定がなされた場合は経営戦略本部担当取締役及び副社長取締役の承認を得た上で、経営戦略本部の開示担当者が開示いたします。

③決算情報

決算情報は適時開示の必須事項であるため、経理を担当する管理本部長より監査法人に開示内容を相談し、その結果をもとに管理本部長、経営戦略本部長及び副社長取締役が協議いたします。開示する場合は、経営戦略本部担当取締役及び副社長取締役の承認を得た上で、経営戦略本部の開示担当者が開示いたします。

そして、すべての業務フローにおいて情報開示チェックシートを記載し、随時確認をおこないます。また、弊社において適時開示についての判断に迷った際には、名古屋証券取引所に照会して、その判断を仰ぐことといたします。さらに、適時開示に関する情報については、同時に常勤監査役にも情報共有し、随時その判断を求めるといたします。

(実施・運用状況)

①発生事実

改善報告書提出時より本改善状況報告書提出日現在までの間において、発生事実に関する開示について、弊社は、それぞれの開示において改善報告書に記載した以下のプロセスを遵守しております。「(i)弊社の経営状況に影響を与える事態が生じた場合、担当者より、開示担当部署である経営戦略本部において適時開示規則を照会し、(ii)必要に応じて外部専門家にアドバイスを求め、(iii)その結果をもとに開示の要否について副社長取締役と協議をいたします。(iv)開示する場合は、経営戦略本部担当取締役及び副社長取締役の承認を得た上で、(v)経営戦略本部の開示担当者が開示いたします。」

加えて、開示要否についての判断は、名古屋証券取引所に相談するように努めております。そして、その過程が遵守されているかについて、適時開示チェックシートに記載して、都度確認しております。さらに、適時開示に関する情報については、同時に常勤監査役にも情報共有し、随時その判断を求めております。

②決定事実

改善報告書提出時より本報告書提出日現在までの間において、決定事実に関する開示について、弊社は、それぞれの開示において、改善報告書に記載した以下のプロセスを遵守しております。

「(i)弊社の経営戦略に影響を与える事案について取締役会に付議される場合、開示担当部署である経営戦略本部において適時開示規則を照会し、(ii)必要に応じて外部専門家にアドバイスを求め、(iii)その結果をもとに開示の要否について副社長取締役と協議いたします。(iv)取締役会の決定がなされた場合は経営戦略本部担当取締役及び副社長取締役の承認を得た上で、(v)経営戦略本部の開示担当者が開示いたします。」

加えて、開示要否についての判断は、なるべく早い段階において名古屋証券取引所に事前相談するように努めております。そして、その過程が遵守されているかについて、適時開示チェックシートに記載して、都度確認しております。さらに、適時開示に関する情報については、同時に常勤監査役にも情報共有し、随時その判断を求めております。

③決算情報

改善報告書提出時より本報告書提出日現在までの間において、決算情報に関する開示について、弊社は、それぞれの開示において改善報告書に記載した以下のプロセスを遵守しております。

「(i)経理を担当する管理本部長より監査法人に開示内容を相談し、(ii)その結果をもとに管理本部長、経営戦略本部長及び副社長取締役が協議いたします。(iii)開示する場合は、経営戦略本部担当取締役及び副社長取締役の承認を得た上で、(iv)経営戦略本部の開示担当者が開示いたします。」加えて、(v)それらは取締役会での承認を経由して開示を行っております。

加えて、その過程が遵守されているかについて、適時開示チェックシートに記載して、都度確認しております。さらに、適時開示に関する情報については、同時に常勤監査役にも情報共有し、随時その判断を求めています。

(3) 適時開示に関する監査役監査の実施・運用状況

(改善措置詳細説明)

弊社は適時開示の実効性を確保するために、常勤監査役に随時情報共有するとともに、開示担当である経営戦略本部長は、監査役会にオブザーバーとして出席し、監査役会に必要な報告を行うことといたします。また、定時監査役会において、前月の情報開示チェックシートを確認し、適時開示が適切になされているかの確認を行います。

(実施・運用状況)

弊社は、経営戦略本部長より、開示の要否が問題となる発生事実または決定事実が生じた場合には、直ちに常勤監査役に報告し、情報共有いたしております。

また、経営戦略本部長は、毎月開催される監査役会にオブザーバーとして参加し、監査役の求めに応じて、経営状態の情報提供等を行いました。さらに、その場において、毎月の適時開示チェックシートを提出し、監査役による適切性の確認を行っております。

加えて、開示上の問題が生じた場合に、名古屋証券取引所に対して回答した内容、及び提出した経緯書、報告書、及び資料についても監査役会に対して提出し、業務の適切性における問題点の情報共有をし、随時意見を頂戴しております。

(4) 適時開示に関する内部監査室による監査の実施・運用状況

(改善措置詳細説明)

弊社は、内部監査室が実施している業務監査において、適時開示体制が十分機能しているか否かについて、適時開示チェックシートの記載の確認を始め、適時開示業務が、適時開示業務フローに基づき適切に運用されているかを確認いたします。

(実施・運用状況)

弊社は、内部監査室が実施している業務監査において、隔月末において適時開示チェックシートの記載の確認をし、また当該チェックリストに添付されたエビデンスの確認をし、必要に応じて担当部署である経営戦略本部にヒアリングすることにより、適時開示業務が、適時開示業務フローに基づき適切に運用されているかを確認しております。

加えて、開示上の問題が生じた場合に、名古屋証券取引所に対して回答した内容、及び提出した経緯書、報告書、及び資料についても内部監査室に対して提出し、業務の適切性における問題点の情報共有をしております。

(5) 経営陣及び開示担当者の知識向上の実施・運用状況

(改善措置詳細説明)

① 役職者向け適時開示に関する研修

経営陣全員（執行役員及び監査役含む）が適時開示規則について学習し、理解を深めることが再発防止に必須であると認識しております。そのための具体的方策について、二重橋法律事務所による毎月1回以上の情報開示研修を本年9月より、最低計6回実施いたします。そして、理解が不十分な点があった場合、延長による再研修を行います。その後は、四半期ごと、及び執行役員の追加・変更が生じる都度、同様の研修を実施いたします。

②適時開示担当部署研修

特に開示担当である経営戦略本部及び上席である経営戦略本部担当取締役においては、適時開示に関する詳細な知識の確認と向上が必要であるため、名古屋証券取引所及びその他外部の専門家が開催する適時開示に関する研修会に積極的に参加するものとします。具体的には、最低2か月に1回以上、経営戦略本部または上席である経営戦略本部担当取締役は、外部研修会に参加し、その成果を取締役会にて報告書を提出し、取得した情報の共有を図るものといたします。

③管理部経理担当者向け研修

管理部経理担当者のスキルアップのために、現在顧問契約をしている株式会社AOIキャピタルパートナーズにより、経理・会計の知識の確認と向上のための研修を少なくとも四半期毎に実施いたします。

(実施・運用状況)

①役職者向け適時開示に関する研修

弊社は、改善報告書提出後より顧問弁護士である二重橋法律事務所にて、情報開示研修に依頼をし、平成26年11月より経営陣全員を対象とした適時開示研修を開始いたしました。開催時期は定時取締役会の終了後とし、対象者を全取締役、全執行役員及び経営戦略本部開示担当者として、情報開示に伴うセミナーを5回行っております。

加えて、弊社は、適時開示のみではなく、経営者として必要な知識を向上させるべく、二重橋法律事務所に対して追加的にセミナーを依頼いたしました。内容としては、インサイダー情報等、取締役や執行役員等の内部統制・コンプライアンスについて行っております。

今後の予定としましては、次回平成27年4月17日の定時取締役会後に、適時開示に関するセミナーの理解度を確認するテストの予定であり、確認テストの成績がよくなかった者がいた場合には補講も予定しております。また、追加的セミナーについては、今後も、内部統制・コンプライアンスを中心に、弊社と二重橋法律事務所とで相談し課題を設定して、継続して開催して行く予定です。

【開催セミナー概略】

日付	講師	内容
H26. 11. 28	水川弁護士・高田弁護士 (二重橋法律事務所)	適時開示①「企業内容の開示概要」 インサイダー取引①「規制の概要」
H26. 12. 26	水川弁護士・高田弁護士 (二重橋法律事務所)	適時開示②「決定事実・発生事実の開示」 インサイダー取引②「短期売買・報告書制度」
H27. 1. 30	水川弁護士・高田弁護士 (二重橋法律事務所)	適時開示③「決算情報・子会社関連開示」
H27. 2. 19	水川弁護士・高田弁護士 (二重橋法律事務所)	適時開示④「法定開示」
H27. 3. 20	水川弁護士・高田弁護士 (二重橋法律事務所)	適時開示⑤「適時開示とIR、上場廃止」 インサイダー取引③「違反と刑事罰」

②適時開示担当部署研修

経営戦略本部の担当取締役は、適時開示に関する詳細な知識の確認と向上を目的として、平成26年9月5日に名古屋証券取引所が開催する「インサイダー取引規制セミナー」、同年10月23日に三井住友信託銀行が開催する「市場から評価される企業経営」セミナー、同年11月19日に株式会社プロネクサスが主催する「会社法・金商法・上場規則の基礎と実務」セミナー、平成27年3月2日に株式会社プロネクサスが主催する「適時開示の法的リスクとその対応」セミナーに参加し、取締役会にて報告書を提出しております。経営戦略本部として、適時開示に関する知識の確認と向上を

図っております。

【参加セミナー概略】

日付	主催・講師	内容
H26. 9. 5	名古屋証券取引所	インサイダー取引規制セミナー
H26. 10. 23	三井住友信託銀行	市場から評価される企業経営
H26. 11. 19	プロネクサス	会社法・金商法・上場規則の基礎と実務
H27. 3. 2	プロネクサス	適時開示の法的リスクとその対応

③管理部経理担当者向け研修

管理部経理担当者のスキルアップのために、現在顧問契約をしている株式会社AOIキャピタルパートナーズにより、経理・会計の知識の確認と向上のための研修及び実務的な指導の実施を下表とおりました。

当期より再度連結決算を開始した事により、業務フローの変更や連結決算に係る決算作業が当期より追加されております。その為の知識向上や実務的な指導を受ける事を目的に実施しております。

【参加セミナー概略】

日付	講師	内容
H26. 8. 12	大和公認会計士	当期の会計処理の重要事項に関する点 子会社及び連結会計に関する点 第1四半期決算の総括
H26. 10. 23	大和公認会計士	原価計算の早期化について
H26. 10. 28	大和公認会計士	原価計算の早期化について
H26. 11. 27	大和公認会計士	当期の会計処理の重要事項に関する点 子会社及び連結会計に関する点 第2四半期決算の総括

(6) 平成27年3月期決算短信の開示早期化についての実施状況・運用状況

(改善措置詳細説明)

弊社は、平成25年3月期及び平成26年3月期の2期にわたり、連続して決算短信を適切に開示できませんでした。よって、平成27年3月期については、本書記載の改善策を実施することで、期末日より45日以内である平成27年5月14日までに今期決算短信を適切に開示いたします。

(実施・運用状況)

弊社はこれまでに前述した(1)社内体制の整備状況にて記載のとおり、管理部門の人員を前期末決算作業時点より1名純増させており、その体制整備を図っております。しかし、未だ人員については、計画とおりになっていないため、引き続き採用活動を継続しており、その体制整備を行ってまいります。

また、前述(5)経営陣及び開示担当者の知識向上の実施・運用状況に記載のとおり、前期末の決算作業が遅延した原因の一つである原価計算の早期化に関して、外部専門家と協議及び指導を受けることで、その早期化を図るべく準備を進めております。

さらに、訂正の原因となった管理部門経理担当者のスキル不足については、前述(5)経営陣及び開示担当者の知識向上の実施・運用状況に記載のとおり、外部専門家の指導を受け、担当者の知識向上に努めております。加えて、管理部門が期末の有価証券報告書作成作業と同時にを行う招集通知作成作業について、その委託先がそれぞれ違う印刷会社であったものを統一する予定であり、それにより、有価証券報告書と招集通知を同一のシステムで作成し、作業効率を高める事で、有価証券報告書作成に係る社内検証作業に掛ける時間を増加させ、記載ミスやシステムの作業習熟の低下によるミスを防止します。

それらの施策により、有価証券報告書を法定期限内に提出するよう準備を進めております。

なお、決算短信の開示日時については、現在のところ、経理部の人員の純増は0名に留まり採用活動を継続している状況であり、改善措置に記載した45日以内の開示は厳しい状況にありまして、期末日より50日以内である平成27年5月20日に今期決算短信の開示を予定しております。なお、翌期である平成28年3月期における決算短信につきましては、45日以内に提出するよう内部体制を整えます。

(7) 「改善報告書における改善措置の追加的実施について」記載の改善措置の実施・運用状況
(改善措置詳細説明)

①第一に、弊社における適時開示の担当部署である経営戦略本部担当者の開示に係る知識を向上するとともに、名古屋証券取引所との事前相談の徹底を行います。具体的には、改善報告書に記載の「適時開示担当部署研修」を、これまで以上に積極的に参加し、知識を高めます。ディスクロージャー専門会社の法人会員に登録し、とくに会社法・金融商品取引法・ディスクロージャー向けセミナーについて重点的に参加して参ります。また、名古屋証券取引所との相談については、弊社において判断した事項について、その適否について確認をとることを徹底して参ります。

②第二に、情報収集の作業過程を見直します。大量保有報告書の確認について、開示文書の提出の都度及び毎週、経営戦略本部担当者が大量保有報告書の提出の有無について確認するよう作業フローを定めました。またその作業を行ったことを記録するためのチェックリストを作成して週次にて確認して参ります。また、信託銀行より株主名簿が到着した際には速やかに、担当部署である経営戦略本部において、①前回上位15位までの株主及び5%以上保有する株主について、前回の株主名簿との変動を確認すること②弊社が第三者割当等によって割り当てた先に保有株数の変動がないかを確認すること③変動があった際には、ヒアリングなどによって状況・原因を正確に把握するように努めること④新たに10%を超える株主が登場した場合については、反社チェックを行うことといたします。

③第三に、発生事実を弊社が認知するにいたる端緒において、人為的なミスが発生しない、あるいはしたとしても確認できるような体制を構築するために、経営戦略本部において、開示連絡帳を設置いたします。これは、開示に関わりうる事象が発生、あるいはそのような事象を認知した際に、速やかに日付と事象を記載し、毎週開催の執行役員会へ報告することにより、人為的ミスを防止いたします。

④第四に、人員の充実について、現在も人員不足による兼務が続いており、ミスの発生原因となっておりますので、早急に人員の増強をいたします。具体的には、IRの担当部署である経営戦略本部に1名、管理本部の経理部及び総務部に合計3名の採用を予定しております。

(実施・運用状況)

①弊社は、ディスクロージャー専門会社である株式会社プロネクサスのディスクロージャー研究会に法人登録いたしました。その後、前掲「(5) 経営陣及び開示担当者の知識向上の実施状況・運用状況」に記載のとおり、株式会社プロネクサスの主催するセミナーに出席しております。

また、名古屋証券取引所に対する相談においては、弊社において重要と思量し、開示の要否について判断した事項について、その適否について確認をとることを、できる限り行って参りました。

②弊社は、経営戦略本部において、担当者が毎週初めに弊社に関する大量保有報告書の提出の有無を確認し、確認した内容を大量保有報告書チェックリストに記載し、それを担当役員が確認しております。

また、信託銀行より株主名簿が到着した際については、平成27年1月28日に到着した同年1月23日を基準とする株主名簿を、速やかに、担当部署である経営戦略本部の担当者が、①前回上位15位までの株主及び5%以上保有する株主について、前回の株主名簿との変動を確認すること②弊社が第三者割当等によって割り当てた先に保有株数の変動がないかを確認することを行い、株主名簿チェックシートに記載し、それを担当役員が確認いたしました。なお、③変動があった際には、ヒ

アリングなどによって状況・原因を正確に把握するように努めること、④新たに10%を超える株主が登場した場合については、反社チェックを行うこととしておりますが、当該株主名簿においては大きな変動や新たに10%を超える株主の異動はありませんでした。

③弊社は、経営戦略本部において、開示連絡帳を設置し、開示に関わりうる事象が発生、あるいはそのような事象を認知した際に、日付と事象を記載しました。また、開示関連の積み残し作業などの情報共有、作業引き継ぎ等にも活用いたしました。そして、その開示連絡帳を毎週開催の執行役員会にて提出し、回覧しております。

④前掲の、「(1) 社内体制の整備 状況」にて採用状況を記載しておりますので、一部割愛いたしますが、総務系の採用については継続して採用活動を行っているものの、未だ採用には至っておりません。継続して人材を募集し、体制強化を目指します。

(8) 改善スケジュールの実施状況・運用状況

改善措置項目	平成26年度									
	8月以前	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
(1) 社内体制の整備										
①人員の充実 (採用継続中)	採用済						採用済	採用済		
②適時開示担当部署及び責任の明確化	部署設立済	運用済	運用済	運用済	運用済	運用済	運用済	運用済	運用済	運用済
(2) 適時開示フロー再構築										
①決定事実	策定済	運用 検証済	運用済	運用 検証済	運用済	運用済	運用 検証済	運用済	運用済	運用済
②発生事実	策定済	運用 検証済	運用済	運用 検証済	運用済	運用済	運用 検証済	運用済	運用済	運用済
③決算情報	策定済	運用 検証済	運用済	運用 検証済	運用済	運用済	運用 検証済	運用済	運用済	運用済
(3) 適時開示に関する 監査役監査		報告 確認済	報告 確認済	報告 確認済	報告 確認済	報告 確認済	報告 確認済	報告 確認済	報告 確認済	報告 確認済
(4) 適時開示に関する 内部監査室監査			確認 済		確認 済		確認 済		確認 済	
(5) 経営陣及び開示担当者の知識向上										
①役職者向け適時開示に関する研修	企画済				実施 済	実施 済	実施 済	実施 済	実施 済	実施 済
②適時開示担当部署研修	企画済		実施 済	実施 済	実施 済				実施 済	
③管理部経理担当者向け研修	企画済	実施 済		実施 済	実施 済					
(7) 改善措置の追加的实施関連										
①開示セミナー会員法人登録					実施 済					
②大量保有報告書チェック							運用	運用	運用	運用

体制							済	済	済	
③開示連絡帳						運用 済	運用 済	運用 済	運用 済	運用
④人員の充実（総務系） （採用継続中）										継続 中

4. 弊社の改善措置に係る認識

上記「3. 再発防止に向けた改善措置並びにその実施状況・運用状況等」に記載のとおり、弊社は、社内体制の整備における人員の増強、適時開示担当部署及び責任の明確化、適時開示フローの再構築、適時開示に関する監査役監査の実施、適時開示に関する内部監査室による監査の実施、経営陣及び開示担当者の知識向上における役職者向け適時開示に関する研修、適時開示担当部署研修、及び管理部経理担当者向け研修、それらの改善スケジュールの運用・実行、平成27年3月期決算短信の開示期限を遵守する体制を構築しており、加えて、ディスクロージャー専門会社の法人会員に登録し質の高い研修を受ける体制、大量保有報告書や株主名簿の確認の徹底など重要事象の発生を早期に発見できる体制の強化、担当部署からの執行役会への情報共有体制の構築等、組織的な強化が図られており、再発防止に向けた取り組みがなされていると考えております。

5. 改善措置の実施状況及び運用状況等に対する上場会社の評価

弊社はこの度の開示体制の脆弱性等におきまして、関係各位に及ぼす影響の重大さを認識し、役員及び社員の意識と社内体制の改善を真摯に進めて行くため、社内で改善プロジェクトを立ち上げ、改善状況の進捗確認や管理に取り組んでおります。管理部におきましても、人員の拡充や業務プロセスの見直しを図り、積極的に教育を行っていくことで再発防止に向けた効果が表れていると感じております。開示担当者につきましても、人的強化に加え外部セミナーでの教育を行い、組織的な強化が図られており、再発防止に向けた取り組みがなされております。今後につきましても、弊社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方である「企業とは、株主各位、お客様、お取引先、地域社会並びに従業員に対して責任を有し、法令遵守及び企業倫理の徹底に係る社会的責任を果たすための最低要件である。」との認識に立ち戻り、この度の開示体制の脆弱性等の関係各位に及ぼす影響の重大さを認識し、役員及び社員の意識と社内体制の改善を真摯に今後も進めて行く所存であります。

今後につきましても、既に実施済の改善措置の継続的な運用を行い、関係各位及び証券市場からの信頼の回復に向けて鋭意努めてまいります。

以上